

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第7条の規定により、次の肥料を登録したので、同法第16条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年2月4日

香川県知事 浜 田 恵 造

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	登録の有効期限
香川県第759号	副産動植物質肥料	醤油粕	窒素全量 1.0	使用される原料、その他制限事項は、公定規格のとおり	ヤマロク醤油株式会社 香川県小豆郡小豆島町安田甲1607番地	令和10年1月25日